

平成 21 年 6 月 30 日
大王製紙株式会社

水質汚濁防止法に係わる特定施設の調査結果について

弊社連結子会社の大成製紙株式会社における水質汚濁防止法に係わる不適切な事例を踏まえて、連結子会社を含めた全工場において、水質汚濁防止法・瀬戸内海環境保全特別措置法に係わる特定施設について、申請書・届出書類の記載内容の実態調査を実施した結果、規制値超過・報告値のデータ改ざん等の法令違反はありませんでした。

但し、特定施設に係わる廃止・変更等の届出について、103 件の届出上の不備があることが判明し、各事業所が所在する自治体へ報告の上、指導を得ながら手続きを進めております。なお、調査にあたっては、特定施設毎に届出書類と照合して確認し、判断が難しいものについては監督官庁に相談する等の方法で実施しました。

法令で定められた届出必要事項の理解不足、誤認識により届出上の不備を発生させ、関係者の皆様にご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。

今後、判断が難しく迷うような場合には監督官庁にその都度報告・相談し、届出手続きを行って参ります。

このような届出上の不備を起こさないため、今後とも弊社グループ 全社を挙げて法令遵守・コンプライアンス意識の向上に向けた法令教育とコンプライアンス体制の整備を継続し、法令遵守と環境保全を最優先とする企業風土を構築し、信頼の回復に努めて参る所存です。

なお、本件については、環境省並びに経済産業省に報告しております。